

## 人事院会議議事録

会議日

令和6年5月16日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 伊藤人事官 土生人事官  
(幹事) 柴崎事務総長  
(説明員) (事務総局)  
野口総務課長  
(職員福祉局)  
田中審査課長

議題

令和6年人事院指令14—1（令和6年能登半島地震の被害に伴う職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について）の廃止等

議事の概要

- 議題「令和6年人事院指令14—1（令和6年能登半島地震の被害に伴う職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について）の廃止等」について、担当局から別添のとおり説明があった。
- これに対し、伊藤人事官から、今回（平成23年人事院会議了解事項（人事院会議に諮らない案件について）の改正）のような手続の簡素化を今後も進めてほしいとの意見があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

## 令和6年人事院指令14—1（令和6年能登半島地震の被害に伴う職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について）の廃止等について

令和6年5月16日  
官 房 部 局  
職 員 福 祉 局

### 1. 令和6年人事院指令14—1の廃止について

#### (1) 措置内容

令和6年人事院指令14—1（令和6年能登半島地震の被害に伴う職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について）は、令和6年能登半島地震で被災した職員が被災住居の復旧作業等に従事する場合や生活物資の確保を行う場合に、当分の間、例外的に職務に専念する義務の免除を認めたものである（令和6年1月5日発出・施行）。

令和6年能登半島地震については、半島先端部での被害が大きいという特殊性もあり、復旧に一定の期間を要しているものの、本年5月末には被災地域におけるライフラインの復旧が概ね完了することとされており、仮設住宅の完成に伴い避難者数の大幅な減少も見込まれる。また、本指令に基づき職務専念義務の免除を承認された職員数も減少している状況にある。

こうした状況を踏まえると、本年5月末には本指令に基づき職務専念義務を免除しなければならない状況は解消されることから、本指令を廃止することとしたい。

#### (2) 発出日及び施行日

令和6年5月17日に発出し、令和6年6月1日から施行する。

### 2. 平成23年人事院会議了解事項（人事院会議に諮らない案件について）の改正

#### (1) 措置内容

地震、水害、火災その他の災害の被害に伴う職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置に係る人事院指令の発出には院議での議決が必要だが、平成23年人事院会議了解事項第1項に基づき、地震等の災害が発生し、電話、メール等の他に連絡手段がなく、当該方法により各人事官へ連絡を取り得る場合に限り、決裁方式によることとしている。

それにより、今般の令和6年能登半島地震のように本院の庁舎及び職員に被害が無い場合には、院議を行うこととなるが、①例外的に職務に専念する義務の免除を認める指令は、地震等発生後、可能な限り迅速に発出すべきものであること、②当該指令は過去数回発出されて運用が定着しており、新規制定・廃止に当たって院議での議論を行う必要性が著しく低下していることから、本院の庁舎及び職員に被害がない場合であっても、決裁方式によることとしたい。

#### (2) 施行日

令和6年6月1日から施行する。

以 上

人事院指令一―一

各省各庁の長  
各行政執行法人の長

令和六年人事院指令一四―一（令和六年能登半島地震の被害に伴う職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について）の廃止について

1 令和六年人事院指令一四―一（令和六年能登半島地震の被害に伴う職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について）は、廃止する。

2 この指令は、令和六年六月一日から施行する。

令和六年五月十七日

人事院総裁 川本裕子

沿 革	平 25. 3.26	人事院会議了解事項	一部改正	平 25. 3.26	施行
	平 26. 5.23	人事院会議決定	一部改正	平 26. 5.30	施行
	平 28. 3.29	人事院会議了解事項	一部改正	平 28. 3.29	施行
	令 5. 3.30	人事院会議了解事項	一部改正	令 5. 4. 1	施行
	令 6. 5.●	人事院会議決定	一部改正	令 6. 6. 1	施行

平成23年4月1日  
人事院会議了解事項

### 人事院会議に諮らない案件について

次に掲げる案件は、決裁方式による。

- 1 地震、水害、火災その他の災害の被害に伴う職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置に係る人事院指令
- 2 事務総長に対する権限委任に係る人事院公示（新たに制定するものを除く。）
- 3 一般職の職員の給与に関する法律第6条の2第2項に基づく指定職俸給表の適用を受ける職員の俸給月額に係る人事院指令
- 4 一般職の職員の給与に関する法律第8条第2項に基づく級別定数に係る人事院指令
- 5 災害補償の額の改定に係る人事院公示（新たに制定するもの又は新たな判断が必要なものを除く。）
- 6 人事院規則9—2（俸給表の適用範囲）の規定に基づく人事院指令
- 7 「指定職の運用について」（平成26年5月30日内閣総理大臣決定）に基づき内閣総理大臣又は内閣人事局長が一時的に別段の運用について定める場合に、あらかじめ人事院が提出する意見
- 8 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第17条第3項に基づく意見照会に対する回答（新たに制定する政令に係るものを除く。）

以 上